



平成 26 年 1 月 24 日

各 位

東 京 都 港 区 虎 ノ 門 四 丁 目 2 番 3 号
ト ー セ イ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 山 口 誠 一 郎
(証 券 コ ー ド 8 9 2 3 東 京 証 券 取 引 所 第 一 部)
(証 券 コ ー ド S2D シンガポール証券取引所メインボード)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 平 野 昇
(T E L . 0 3 - 3 4 3 5 - 2 8 6 4)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年1月24日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年2月27日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 議決権を有しない单元未満株主の権利を定めるため、定款第8条（单元未満株式についての権利制限）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) (新 設) 13. 前各号に附帯関連する一切の業務	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (現行どおり) 13. <u>商業施設、宿泊施設、スポーツ施設、老人介護施設、娯楽施設等の経営及び賃貸</u> 14. 前各号に附帯関連する一切の業務
第3条～第7条 (条文省略)	第3条～第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(单元未満株式についての権利制限)</u> <u>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
<u>第8条～第46条</u> (条文省略)	<u>第9条～第47条</u> (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成26年 2 月27日 (木)
同日

以 上